

税務の話題2

令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

本紙でも、6月号にてご案内をいたしました内容です。

申告期限がありますので、改めて、必ずご確認くださいませよう、お願いいたします。

(顧問契約をいただいているお客さまにつきましては、随時、ご案内をさせていただきます。)

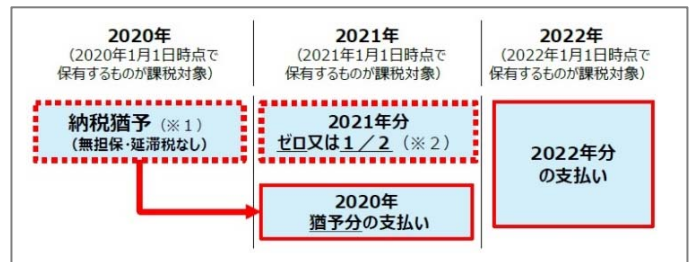
対象固定資産	償却資産 及び 事業用家屋	「償却資産税申告書」が届いた方は必ず、2021年1月10日頃までにお知らせください!!
対象者	資本金の額が1億円以下の法人 等	
要件・軽減率 (下図 ※2)	令和2年2月～10月までの 任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べ 50%以上 ゼロ 30%以上 50%未満 1/2	
申告必要書類	・新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置に関する申告書(各市町村指定様式) ・収入が減少したことが確認できるもの(会計帳簿等)	
申告期限	令和3年2月1日(月)消印有効 ※各市町村のご案内を必ずご確認ください	

提出書類については、「認定経営革新等支援機関」の確認が必要となっておりますが、弊所は支援機関として認定を受けております。

お気軽にお問い合わせください。

(※1) 納税猶予の要件

2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比 概ね20%以上減少



事務所の近況

Facebook はじめました！

いえ、実は以前から開設はしてはいました…が、長く離れていた、のが実際のところでした。そのため、正しくは「はじめました」ではなく、「再開しました」かもしれません。

この「事務所通信」などで、毎月皆さまへ情報をお届けしておりますが、世の中の動きが変わってきている今、また違ったカタチでのご提供ができるのではないかと考え、再開することいたしました。



<https://www.facebook.com/miyagitax>

この紙面のようなカタい(!?) お話しばかりではなく、私たちの日常もお伝えできればと考えております。「事務所通信」最新号掲載もリアルタイムにお届けいたします。

ぜひ、「いいね!」「フォロー」などでご声援をいただけると幸いです。

